

# 告 示

埼玉県告示第四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山 A

狭山市入間川千二十五

### ロ 変更の概要

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時まで

（株式会社マツモトキヨシ、株式会社大創産業）

（変更後）午前八時から午後十時まで

（株式会社マツモトキヨシ、株式会社大創産業）

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三箇所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四箇所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十二年十二月二十七日

## 二 届出年月日

平成二十二年十二月二十日

## ニ 縦覧期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

### ロ 意見書提出先

